

介護保険制度の改善を求める意見書

平成 12 年 4 月の介護保険制度の施行から 22 年が経過しました。介護保険制度の当初の目的は「介護の社会化」であり、介護を社会全体で支えようとするものでした。ところが、度重なる制度改定や介護保険改定により、必要な介護サービスが利用できない実態が広がっており、コロナ禍はこの事態をさらに加速させています。

介護保険の見直しにあたり、介護利用料の原則 2 割化をはじめとした多くの負担増や給付削減について、介護利用者、介護従事者、介護事業者から懸念の声が寄せられています。

介護保険制度の見直しにあたり、介護する人、受ける人がともに大切にされる社会を実現するために、私たちは下記の事項について国に要望します。

記

- 1 介護保険サービスの利用者負担の「2 割負担」の対象拡大を中止し現状を維持すること。
- 2 保険からはずされた食費や部屋代などの自己負担増を軽減すること。
- 3 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室（相部屋）室料負担を新設しないこと。
- 4 すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。
介護従事者を大幅に増やし、1 人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 16 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議 長 原 源 次

(宛先)

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣